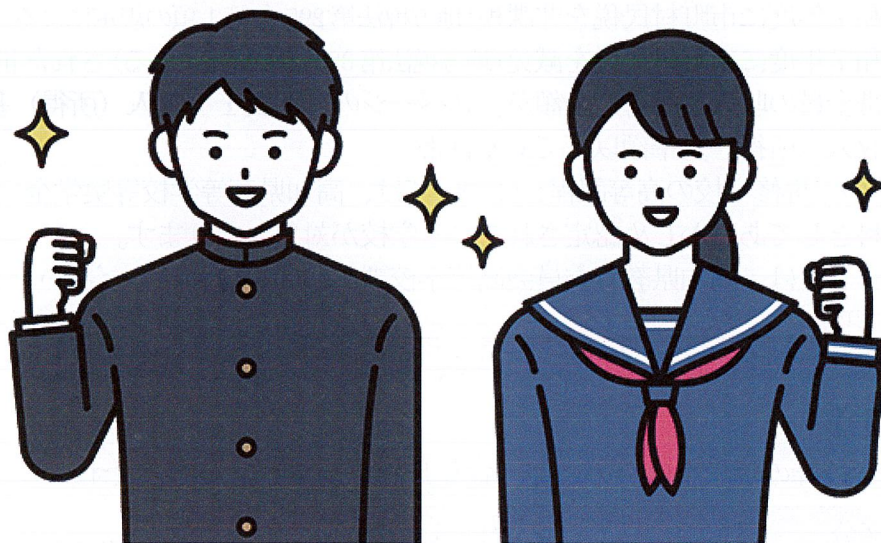


<令和8年度>

奨学金の貸与を希望する皆さまへ

高知県高等学校等奨学金制度のご案内

(在学生用)



高知県教育委員会

※ この奨学金は貸与するものであり、貸与終了後、必ず返還しなければなりません。

高知県教育委員会では、高等学校や高等専門学校等への進学・修学を希望しながら、経済的な理由で修学が困難な方に対し、奨学金を貸与しています。

奨学金はあなた自身に貸与されるものです。貸与された奨学金は、卒業後にあなた自身が返還することとなります。

奨学金の貸与を希望される方は、奨学金の貸与条件や貸与終了後の返還方法等を十分理解したうえで申請してください。

【貸与対象者】

次の1～4のすべてに該当する方が対象となります。

- 1 令和8年4月に、**高等学校**（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）
・高等専門学校・専修学校の高等課程に入学された方又は在学中の方
- 2 保護者が高知県内に居住している方
- 3 日本学生支援機構による学資の貸与若しくは支給又は国・県からの奨学金の貸与を受けていない方（ただし、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の就学支度資金」及び「高知県生活福祉資金貸付制度の教育支援資金のうち就学支度費」は除きます。）
- 4 **経済的な理由により修学が困難な方**

次の(1)～(4)のいずれかに該当する世帯の方が対象となります。

- (1) 令和7年度に生活保護法に基づく保護を受けた世帯

※返還を伴うものですのでケースワーカーに必ずご相談ください。

- (2) 令和7年度に市町村民税を非課税(地方税法第295条第1項の規定による)とされた世帯
- (3) 令和7年度に市町村民税を減免(地方税法第323条の規定による)された世帯
- (4) 世帯全員の収入(所得)金額が、3ページの「別表1 収入(所得)基準額表」に定める収入(所得)基準額以下である世帯

(注) ア 1の「専修学校の高等課程」については、高知県高等学校等奨学金の貸与対象学科としてあらかじめ認定されている学校が対象となります。

詳しくは、高知県教育委員会高等学校課にお問い合わせください。

イ 専攻科へ進み、続けて貸与を受けたい方は、新たに申請する必要があります。

ウ 貸与の決定に必要な事項について、関係機関で調査する場合があります。

【貸与月額】

在学する高等学校等の奨学金区分の中で、貸与月額を選ぶことができます。

奨学金区分	貸与月額
国公立	18,000円 又は 23,000円
私立	30,000円 又は 35,000円

※貸与する奨学金は、
国公立及び私立ともに「無利子」です。

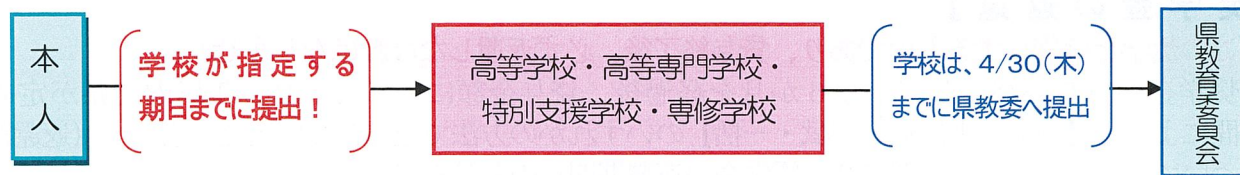
【貸与期間】

令和8年4月から正規の修業年限とします。

	入学年度	令和8年4月からの貸与期間
高等学校の例 (中等教育学校の後期課程 及び特別支援学校の高等部 を含む。)	R5	定時制・通信制のみ1年間
	R6	全日制は1年間、定時制・通信制は2年間
	R7	全日制は2年間、定時制・通信制は3年間
	R8	全日制は3年間、定時制・通信制は4年間

【申請手続】

「高知県高等学校等奨学金貸与申請書（第1号様式の2）」に必要事項を記入のうえ（「申請書の記載例（5ページ）」を参考にしてください。）、次の書類を添えて、在学する高等学校等へ提出してください。なお、提出期限については、学校の指示に従ってください。



＜申請書に添付する書類＞

次の1～5については、申請者全員が提出しなければならない書類です。

1 誓約書（第1号様式の3の2）

連帯保証人2名それぞれの印鑑登録証明書（発行日が申請時から3か月以内のもの。）を添付してください。

（注）「誓約書の記載例（6ページ）」及び「高知県高等学校等奨学金にかかる連帯保証人について（7ページ）」をよく読んで作成してください。

2 住民票（申請者と生計を一にする家族全員の分）【個人番号（マイナンバー）不要】

発行日が申請時から3か月以内のもので、必ず「続柄表示」及び「世帯全員の住民票である」旨の記載があるものを添付してください。なお、住民票のホッチキスは外さないでください。（外した跡があれば「再提出」となりますのでご注意ください。）

（注）次の場合は、住所が別でも生計を一にする家族となります。

- （1）勤務地の関係で別居しているとき
- （2）就学のため別居しているとき
- （3）主として扶養している別居の祖父母

3 収入等を証明する書類（申請者と生計を一にする家族全員の分）

- （1）生活保護世帯……………福祉事務所の発行する「生活保護受給証明書」
- （2）（1）以外の世帯……………市町村長の発行する「令和7年度収入・所得証明書」

（※源泉徴収票は不可）

（注）収入がない方についても、「収入・所得証明書」を提出してください。

ただし、乳児・幼児及び就学者については、提出する必要はありません。

（注）（2）の世帯のうち、3ページの「別表1 備考」に該当する世帯で、基準額に加算の必要がある場合は、確認のうえ、必要書類を併せて提出してください。

4 申請者本人名義の預金通帳の写し

「四国銀行・高知銀行・高知信用金庫・農業協同組合・みずほ銀行」の金融機関のうち、いずれかの口座を指定のうえ、預金通帳に記載されている【金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人（「漢字表記の箇所」及び「フリガナ表記の箇所」とともに必要）】が確認できるところをコピーしてください。

（注）指定した全ての箇所のコピーが必要ですのでご注意ください。

5 在学証明書

在学する高等学校等が発行する証明書です。

【貸与の決定】

令和8年7月頃に、在学している高等学校等を通じて、本人に通知します。

【貸与の方法】

原則として、毎月1回あなたが指定した口座に振り込みます。

ただし、第1回目の振り込みについては、7月下旬に「4月分～7月分」の4か月分をまとめて振り込む予定です。

【奨学金の返還】

この奨学金は貸与するものであり、貸与終了後、必ず返還しなければなりません。

奨学金の貸与が終了してから6か月を経過後、貸与金額に応じて、20年以内で県が定めた期間により、【月賦・半年賦・年賦・一括】のいずれかの方法で返還していただきます。（返還期間については、4ページの「別表2 奨学金の返還期間」のとおりです。）

なお、選択した返還方法にはそれぞれ納期限を設定しており、納期限までに返還しなかった場合は、延滞した日数に応じ、「年10.95%」の割合で計算した延滞利子を別途お支払いいただきます。

（例：3年間の貸与を受け、毎月返還する場合）

奨学金区分	貸与月額	貸与総額	返還年数	返還月額
国公立	18,000 円	648,000 円	9 年	6,000 円
	23,000 円	828,000 円	10 年	7,000 円
私立	30,000 円	1,080,000 円	11 年	9,000 円
	35,000 円	1,260,000 円	12 年	9,000 円

ア 奨学生が次のいずれかに該当する場合は、申請により返還が猶予されます。

→「大学等へ進学したとき」「経済的な理由により返還が困難であると認められるとき」
「災害・疾病等やむを得ない理由があると認められるとき」

イ 奨学生が次のいずれかに該当する場合は、申請により、全額又は一部の返還が免除されます。

→「死亡したとき」「精神若しくは身体に著しい障害を受けたとき」

別表1 収入（所得）基準額表

世帯区分	[給与・年金収入]の場合 収入基準額	[給与・年金収入以外の場合] 所得基準額
1人世帯	3,190,000円	2,153,000円
2人世帯	4,680,000円	3,304,000円
3人世帯	5,760,000円	4,168,000円
4人世帯	6,870,000円	5,083,000円
5人世帯	7,810,000円	5,929,000円
6人世帯	8,990,000円	7,040,000円
7人世帯	9,940,000円	7,990,000円
8人世帯	11,070,000円	9,120,000円
9人世帯	12,200,000円	10,250,000円

備考 次のア及びイの世帯については、上記の収入（所得）基準額に加算があります。

ア 障害者手帳（1級・2級・3級）
精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）
療育手帳（A1・A2・B1） } の交付を受けている方がいる世帯

→「当該者1人につき300,000円」を基準額に加算することができますので、交付を受けている手帳の写しを提出してください。

イ 父母の一方又は父母以外の方が児童を養育している世帯

→「260,000円」を基準額に加算することができますので、その旨を証する書類を提出してください。
（例：児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭医療費受給者証の写し、民生委員の証明等）

別表2 奨学金の返還期間

貸 与 金 額	返還期間
300,000 円 以下	7 年
300,001 円 ～ 500,000 円	8 年
500,001 円 ～ 700,000 円	9 年
700,001 円 ～ 900,000 円	10 年
900,001 円 ～ 1,100,000 円	11 年
1,100,001 円 ～ 1,300,000 円	12 年
1,300,001 円 ～ 1,500,000 円	13 年
1,500,001 円 ～ 1,900,000 円	14 年
1,900,001 円 ～ 2,300,000 円	15 年
2,300,001 円 ～ 2,700,000 円	16 年
2,700,001 円 ～ 2,900,000 円	17 年
2,900,001 円 ～ 3,100,000 円	18 年
3,100,001 円 ～ 3,300,000 円	19 年
3,300,001 円 以上	20 年

(例：3年間貸与を受けた場合)

貸与月額 貸与総額

国公立・18,000 円(648,000 円)

国公立・23,000 円(828,000 円)

私 立・30,000 円(1,080,000 円)

私 立・35,000 円(1,260,000 円)

- 備考 1 貸与金額は、貸与を受けた奨学金の総額です。
- 2 奨学生が高等学校等を卒業後、大学、短期大学、専修学校、各種学校又はこれらと同等程度と認められる教育施設で修学するために資金の貸与を受け、奨学金の返還の期間の変更を希望する場合における貸与金額は、備考1による奨学金の総額に大学等で修学するために貸与を受けた資金の総額を加えた額となります。

<申請書の記載例>

記入には、黒のボールペンを使用してください！（消せるボールペンは、絶対に使用しないでください。無効となります！）

※保護者欄以外は、申請者（生徒本人）が、必ず直筆で記入してください。

※記入事項を訂正する場合は、誤った部分を二本線で消して、余白に正しい事項を直筆で記入してください。

（修正液・字消し等は、絶対に使用しないでください！）

※申請書裏面の備考もよく読んで直筆で記入してください。

第1号様式の2（第3条関係）

高知県教育長 今城 純子 様

令和8年 4月00日

申請書を書いた日を直筆で記入（※元号は必ず記入）

申請者 郵便番号 780-0901
住所 高知市上町8丁目3番3号〇×アパート101号
フリガナ ヤマダ 一郎
氏名 山田 一郎
生年月日 平成22年5月5日
電話番号 088-821-00××
(携帯電話090-1122-△△□□)

者 郵便番号 780-0901
※1 住所 高知市上町8丁目3番3号〇×アパート101号
フリガナ ヤマダ タロウ
氏名 山田 太郎
生年月日 昭和60年8月1日
電話番号 088-821-00×× (携帯電話090-3344-××〇〇)

保護者の方が全て記入されるケースがありますが、その場合は申請の受理はできません！

- 住所は、申請時の住所を直筆で記入してください。
(注) 申請時の住所が「住民票の住所地以外」の場合は、その住所が確認できる書類を添付してください。（「在寮証明書」や「賃貸契約書」の写し等）
- 携帯電話がある場合は直筆で記入してください。
- 記入もれがないよう注意してください。

現在の状況を直筆で記入してください。

高等学校等奨学金貸与申請書

奨学金の貸与を受けたいので、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第3条第2

申請区分	国公立	18,000円	23,000円
	私立	30,000円	35,000円
高等学校等の名称	高知追手前高等学校 (正式名称を直筆で記入してください。)		全日制 定時制(昼間部 夜間部)
学年または年次 (入学年次)	第1学年(年次) (令和8年度)		通信制 専攻科 別科
申請者と生計を一にする家族	続柄	氏名	年齢
	申請者本人	山田 一郎	15
	父	山田 太郎	40
	母	山田 花子	39
	妹	山田 さくら	8
	祖母	山田 とら	78
		職業及び勤務先 (学生の場合は、学校名)	年間収入 金額
		高知追手前高等学校	円 0
		会社員 (株)太陽建設	2,547,300
		自営業 喫茶花子経営	—
		第四小学校	0
		無職	1,200,000
			年間所得 金額
			円 0
			1,550,000
			1,210,500
			0
			0
合計	5	人	3,747,300
			2,760,500

- 申請時の状況を直筆で記入してください。（別居していても、同一生計であれば記入してください。）
- 添付する「収入所得証明書」の内容を転記してください。 ●収入がない場合は、「0」と直筆で記入してください。
- 乳幼児・就学者以外は、無職でも「収入所得証明書」が必要です。

他の奨学資金等の貸与状況 有(名称:) 無 申請中(申請先:)

「四国銀行・高知銀行・高知信用金庫・農業協同組合・みずほ銀行」のいずれかの口座を直筆で記入してください。

金融機関名	四国銀行	店舗名	上町支店
預金種目	普通	口座番号	012××00
		口座名義	山田 一郎

申請者本人名義の通帳に限る

希望する金額を○で囲んでください

有又は申請中の場合は申請先を直筆で記入

<誓約書の記載例>

記入には、黒のボールペン
を使用してください！！
(消せるボールペンは、絶
対に使用しないでくださ
い。無効となります！)

※申請者・保護者・連帯保証人の各欄は、必ず各自が直筆で記入し押印して
ください。

※「職業欄」及び「勤務先欄」については、職種・会社名等まで詳細を必ず
直筆で記入してください。

※記入事項を訂正する場合は、誤った部分を二本線で消して、その上に各欄
の印鑑で訂正印を押印のうえ、余白に正しい事項を直筆で記入してくださ
い。(修正液・字消し等は、絶対に使用しないでください！)

誓約書を書いた日を直筆で記入(※元号は必ず記入)

令和 8 年 00 月 00 日

高知県教育長 今 城 純 子 様

申請書と同様に、住民票に関わらず、実際に住んでいるところ
(寮、アパート等)の住所を直筆で記入してください。

申 氏 名	フリガナ 山田 太郎	山田 太郎	住 所	(郵便番号 780-0901) 高知市上町8丁目3番3号〇×アパート101号
生 年 月 日	平成22年 5 月 5 日		電話番号	088-821-〇〇××(携帯 090-3344-××〇〇)
保 護 者 ※ 1	フリガナ 山田 太郎	山田 太郎	住 所	(郵便番号 780-0901) 高知市上町8丁目3番3号
生 年 月 日	昭和 60 年 8 月 1 日		電話番号	088-821-〇〇××(携帯 090-3344-××〇〇)
申請者との関係	父		職 業	会社員 勤務先 (株)太陽建設
連 帯 保 証 人 ※ 2	フリガナ 山田 太郎	山田 太郎	住 所	(郵便番号 780-0901) 高知市上町8丁目3番3号
生 年 月 日	昭和 60 年 8 月 1 日		電話番号	088-821-〇〇×× (携帯 090-3344-××〇〇)
申請者との関係	父		職 業	会社員 勤務先 (株)太陽建設
証 人 ※ 2	フリガナ 土佐 強志	土佐 強志	住 所	(郵便番号 781-5310) 香南市赤岡町8000番地-1
生 年 月 日	昭和 56 年 10 月 3 日		電話番号	0887-56-△△〇〇 (携帯 080-5566-〇〇△△)
申請者との関係	伯父		職 業	自営業 勤務先 自宅 農業

《 その他注意事項 》

- 誓約書の枠外に、「申請に関する重要な事項」を記載していますので、必ずご確認のうえ、申請してください。
- 申請者が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。
- 連帯保証人のうち1名は、保護者でもかまいませんが、もう1名は、「独立の生計を営む成年者」でなければなりません。
- 保護者以外の連帯保証人は「有職者かつ令和8年4月1日時点で20歳以上65歳以下の方」としてください。ただし、やむを得ず「有職者かつ令和8年4月1日時点で65歳を超え、70歳以下の方」を連帯保証人としようとする場合は、必ず事前に県教育委員会高等学校課に連絡し、確認を得たうえで行ってください。
- 連帯保証人2名の印鑑登録証明書(発行日が申請時から3か月以内のもの。)を必ず添付してください。

高知県高等学校等奨学金にかかる連帯保証人について

1 「誓約書」(第1号様式の3の2)における「連帯保証人」について(2ページ及び6ページを参照してください)

連帯保証人は、債務者本人(貸付金の借主)と同一の内容の責任があります。

債権者(県)はいつでも、どちらに対しても、支払いを請求することができ、連帯保証人が複数人いる場合でも、連帯保証人各人に全額返済する責任が生じます。

2 連帯保証債務の範囲

元金、延滞利子、及び手続費用が連帯保証の対象となります。

(※納期限までに納付がなかった場合、納期限の翌日から「年10.95%」の延滞利子が発生します。)

3 連帯保証人への請求について

借主が高等学校等奨学金の返還金を滞納したとき、又は償還ができなくなった場合は、連帯保証人の方へ支払い請求させていただきます。ご自宅へ連絡することもあります。

(返還には、10年程度の償還期間を要することが一般的ですので、10数年経過後に連帯保証人へ請求することもあり得ます。)

4 Q & A

Q 1 : 「保証人」と「連帯保証人」は違うのですか？

A 1 : 「保証人」は次の権利が認められていますが、「連帯保証人」には認められていません。

① 催告の抗弁権(民法第452条)

自分より先に債務者本人に請求することを求めることができる権利

② 検索の抗弁権(民法第453条)

保証人が、債務者本人の財産に返済資力があることを証明することでその責任を逃れることができる権利

Q 2 : 連帯保証人が死亡した場合、どうなりますか？

A 2 : 債務は相続人に相続されます。(ご家族が、連帯保証人になっていたことを知らないまま債務を相続することを防ぐため、ご家族に説明しておくことをお勧めします。)

問い合わせ先

高知県教育委員会事務局 高等学校課

〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 高知県庁西庁舎3F

TEL(088)821-4893 FAX(088)821-4547

高知県教育委員会 奨学金

検索

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/shogakukin/>